明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（六〇）　二
○令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（六一）　二
○令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（六二）　三
○令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（六三）　四
○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（六四）　四
○農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（六五）　四
〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（原子力規制委一）　六
〔告　示〕
○除籍が滅失した件（法務五二）　六
○日本国に帰化を許可する件（同五三）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通三四五）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同三四六）　八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛九三～九五）　九
〔国会事項〕　九
〔叙位・叙勲〕　九
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（宮城労働局最低工賃公示一）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（政令第六〇号）（国土交通省）

1　国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加することとした。（別表関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、令和四年三月一九日から施行することとした。

◇令和三年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第六一号）（内閣府本府）

1　令和三年等に発生した地滑り、豪雨及び暴風雨による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六二号）（内閣府本府）

1　令和三年五月一一日から七月一四日までの間の豪雨による激甚災害についての災害の期間を令和三年五月七日から七月一四日までの間に改正することとした。

2　当該激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に広島県庄原市、熊本県上益城郡山都町及び鹿児島県鹿児島郡十島村の区域を追加することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第六三号）（内閣府本府）

1　令和三年八月七日から同月二三日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に青森県下北郡風間浦村及び島根県隠岐郡知夫村の区域を追加することとした。

2　令和三年八月七日から同月二三日までの間の暴風雨及び豪雨による激甚災害について、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例の適用期間を令和五年三月三一日まで延長することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第六四号）（農林水産省）

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五五号）の施行期日は、令和四年四月一日とすることとした。

◇農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第六五号）（農林水産省）

農水産業協同組合貯金保険法施行令の一部改正関係

1　農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）が特定負担金に係る決定を行う主務大臣に報告しなければならない事項として、機構が特定措置に係る優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権から生じた果実に相当する金額等を定めることとした。（第三五条関係）